

## プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

### 1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の目的

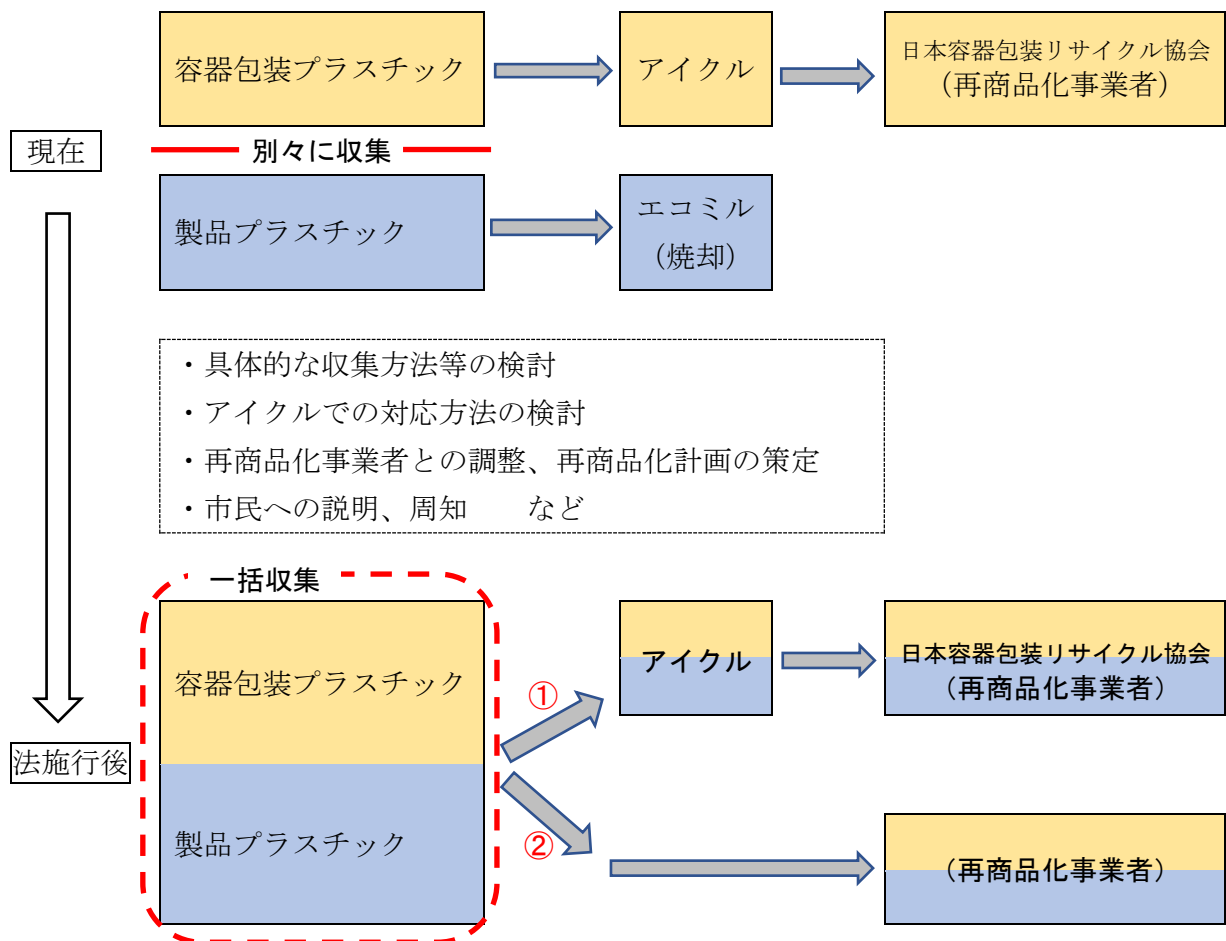
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、プラスチック資源循環促進法）は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等へ対応するため、プラスチック製廃棄物の削減と資源循環を促進することを目的とし、令和3年6月に成立、令和4年4月1日に施行となります。

### 2 プラスチック資源循環促進法の内容

#### (1) 容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収、資源化・再商品化

現在、横須賀市では容器包装プラスチックと製品プラスチックは別々に収集し、容器包装プラスチックはリサイクルプラザ「アイクル」で資源化处理して、製品プラスチックは横須賀ごみ処理施設「エコミル」で焼却処理しています。

プラスチック資源循環促進法の施行後は、これらを一括収集し、資源化・再商品化处理を行います。（横須賀市においても数年のうちにこの法律に対応していく必要があります。）



## (2) プラスチック廃棄物の資源化・再商品化の方法

### ① 容器包装リサイクル法ルートを活用（前ページ図の①）

現在、アイクルで行っている容器包装プラスチックの処理工程に、一括収集した製品プラスチックを加えて、処理を行います。

### ② 再商品化計画の策定（前ページ図の②）

株式会社 TBM（再商品化事業者）と連携し、再商品化計画を策定します。当該計画について国の認定を受け、再商品化事業者へ容器包装プラスチックと製品プラスチックの資源化・再商品化処理を委託します。